就労継続支援Ｂ型事業所「なにかとワーク」

工賃支給規程

（目的）

第1条 この規定は、一般社団法人ななお・なかのと就労支援センター開設する就労継続支援（Ｂ型）「なにかとワーク」が行なう障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第123 号)に基づき、就労継続支援Ｂ型事業の利用者に対して支給する工賃について基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 工賃とは、当事業所が生産活動を通じて得た事業収入から、生産活動に係る必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支給する。そのことにより、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことを支援するために支給する。

（作業の範囲）

第3条 1 日の所定作業時間は、原則午前 10時 00 分から午後 3 時 00 分までとする。所定時間内で有れば個別支援計画に基づき行った作業に対して、朝礼、昼休み、休憩、掃除を除いた時間を 4 分割し、それぞれを 1 単位として、その合計単位数に応じて工賃を支給する。

（工賃の財源）

第4条 1 単位当たりの単価は、前年度収支実績もしくは年度当初予算を基に、生産活動における事業収入から、必要経費等を差し引いた額に相当する金額を財源とする。ただし、財源が第 9 条 5 に定める基準に満たない場合は、財源を増加させる事が出来るものとする。

（工賃の支給日）

第5条 工賃は毎月 1 回、1 日から月末までの分を翌月の 25 日に支給することとする。ただしその日が休所日等である場合は、後日を支給日とする。また利用者本人の通所日の都合でやむをえない場合は、支給日を他の日に繰り延べる事が出来る事とする。

（工賃計算の単位）

第6条 工賃計算の単位は、円とし、1 円未満の単位は切り捨てとする。

（工賃の支給方法）

第7条 工賃は、利用者本人に対し通貨でその金額を支払う事とする。その際、本人の署名、受領日を記入する事で確認を行う。又は、利用者本人名義の銀行口座にその金額を振り込む事とする。

尚、銀行口座に振込み希望の場合、振込手数料を差し引いて振り込み致します。

（能力給の算定）

第8条 同作業を同時間行った場合でも、作業の出来や速さ意欲等の個人差が出てくるため、工賃に能力給を算定出来るものとする。ランクの上下に関しては、毎月初旬に行われる職員によるランク評価会議の上決定するものとする。

（ランク評価制）

第 9 条 ランク評価は10段階（基準を併せると11段階）とし、それぞれのランクに応じて単位数増加をする事で工賃の支払額に差をつけていくものとする。

2 利用開始当初は、基準からとする。

3 各ランクの単位数は、以下とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 基準 | 250円 |
| ランク１ | 275円 |
| ランク２ | 300円 |
| ランク３ | 325円 |
| ランク４ | 350円 |
| ランク５ | 375円 |
| ランク６ | 400円 |
| ランク７ | 425円 |
| ランク８ | 450円 |
| ランク９ | 475円 |
| ランク10 | 500円 |

4 ランクアップは 1 段階ずつとし、ランクダウンに関しては、よほどの事がない限り行わない。

5 ランクアップは、毎月初旬に行われる職員によるランク評価会議の上決定するものとする。

6 日祝に通所した場合は別途手当を支給する（500円／1日）

（健康皆勤賞）

第10条 個々の利用者の特性から、健康に通所でき、仕事への努力が認められ、また月に20日以上通所することができた場合は、健康皆勤賞として3,000円支給するものとする。健康皆勤賞の支給は、職員による評価会議の上決定するものとする。

附則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。